破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２４号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字村北74番地　細谷アパート、前住所福島県会津若松市千石町８番20号
債務者　佐藤雄一郎
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
福島県会津若松市材木町２丁目５番29号、前住所福島県会津若松市住吉町１番24号
債務者　佐久間兵二
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
福島県会津若松市蚕養町２番12号
債務者　髙畑　　仁
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
福島県会津若松市西年貢１丁目６番14号、前住所福島県会津若松市門田町大字日吉字小金井24番地の１　ネオエスポワール205号
債務者　工　　貴之
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字崖下51番地、前住所福島県大沼郡会津美里町字高田道上3000番地３
債務者　鈴木ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字崖下51番地、前住所福島県大沼郡会津美里町字高田道上3000番地３
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
神奈川県平塚市四之宮２丁目５番33号
債務者　石田　睦子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４７号
神奈川県秦野市寺山467番地の２　タケハイツ103号
債務者　元橋　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２９号
新潟県新発田市住吉町２丁目３番12号　モンパレス第５―２―101
債務者　松井ひろ美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３５号
新潟県新発田市東新町２丁目４番４号
債務者　八木　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４２号
新潟県胎内市持倉236番地７
債務者　椎野　勝幸
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４５号
新潟県村上市大谷沢805番地１
債務者　本間　初美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４７号
香川県東かがわ市松原356番地２
債務者　遠藤武子こと　遠藤　竹子（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８７号
香川県さぬき市津田町津田985番地13
債務者　安藝　勝弘
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１６号
福岡県行橋市大字大野井712番地１　レオパレスアイオロス109号
債務者　結城　真二
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
茨城県かすみがうら市下稲吉3288―２　エルディム七福Ａ102、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市4636番地１　ウッディパレス並木105号室
債務者　澤田　　敬
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３４０号
名古屋市西区中小田井２丁目115番地　ＭＫマンション302号
債務者　伊藤　理恵
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部